

- 3.甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬についての消費税等は、甲が負担する。
- 4.甲は、乙に処理業務に対する報酬を搬入の都度現金にて支払うこととする。但し、特約事項に支払方法について定めのある場合はそれによるものとする。
- 5.甲の委託する廃棄物が、最終処分場に搬入される重量に応じて、産業廃棄物税を課税することとする。

第10条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第11条（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第12条（業務の調査等）

甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して当該処分の状況に係る報告を求めることができる。

第13条（契約の解除）

- 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれか又は関係法令の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。
- 甲の義務違反により乙が解除した場合、乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
- 甲、乙は本契約の相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲及び乙が誠意を持って協議しこれを取り決めるものとする。

第15条（委託契約期間）

この契約の有効期間は、20 年 月 日から 2027年 3月 31日までとする。

特約（報酬の支払い方法・その他）

乙は、第9条2項に基づき、廃棄物の処理価格に変動が生じた場合は、1ヶ月前までに文書にて通知するものとする。

令和8年3月改訂版

収入
印紙

産業廃棄物処理委託契約書

契約番号 P

20 年 月 日

	住所
排出事業者（甲）	名称
	代表者 ㊟（以下「甲」と言う。）
	☎
	住所 沖縄県沖縄市字池原 3190 番地 3
処理業者（乙）	名称 株式会社 倉敷
	代表者 代表取締役 南 秀 樹 ㊟（以下「乙」と言う。）

甲と乙は、甲の事業場から排出される産業廃棄物（以下、「廃棄物」と言う。但し、特別管理産業廃棄物を除く。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。この契約の締結にあたり本書を1通作成し、それぞれ記名押印の上、甲が本書を保有し、乙がその写しを保有する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

この契約の締結にあたり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本契約書に添付する。

●処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市	: 沖縄県
許可の有効期限	: 令和10年7月26日
事業区分	: 別添許可証のとおり
産業廃棄物の種類	: 別添許可証のとおり
許可の条件	: 別添許可証のとおり
許可番号	: 第04742200302号

